平成 24 年 10 月 19 日

各 位

会 社 名 ビジネス・ワンホールディングス株式会社
代表社名 代表取締役社長 尾﨑 朝樹
(コード番号 4827 Q－Board)
問合せ先 業務本部長 池田 幹
電話番号 092-534-7210

# 訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 10 月 10 日付で福岡地方裁判所に訴訟の提起を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当事者

原 告 ビジネス・ワンホールディングス株式会社
被 告 国

2. 訴訟の内容及び請求の趣旨

① 請求内容 納付通知処分取消請求事件
② 訴訟の趣旨 平成 23 年6月８日付でされた納税者ホライズンディベロップメント株式会社の滞納国税に係る平成 22 年度消費税及び地方消費税の滞納国税の納付告知処分の取消並びに訴訟費用の被告負担

3. 訴訟提起の理由

当社は、ホライズンディベロップメント株式会社が滞納しておりました消費税等の第二次納税義務者であるという福岡国税局の見解から、当社に対する消費税等 32,226 千円の納付通知書を平成 23 年6月９日付で受領いたしました。

これは当社が平成 22 年に同社と行いました販売用不動産の取引につき、当社に国税徴収法第 39 条の第二次納税義務が発生するとの当局の見解によるものであります。

この納付通知に基づき平成 23 年6月 28 日に当該消費税等を納付いたしましたが、当社はこれを不服とし平成 23 年8月５日付で国税不服審判所に不服審査請求を行っておりました。

しかしながら平成 24 年6月 20 日付で、国税不服審判所より当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、本件提訴に及んだ次第です。

4. 今後の見通し

今後、福岡地方裁判所において、当社の本請求に対する当否が判断され、当社として正当な権利の行使の実現を図ることができるものと考えております。

なお、本件に関し、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上